

平成 27 年 1 月 30 日
関東地方整備局

平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の取扱いに関する留意事項

1. 業務の見積書作成について

当局で発注する業務の予定価格は、平成 27 年 2 月 1 日以降に入札書提出締切日を設定している業務については、平成 27 年度設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）を使って積算を行いますので、入札書を作成する際はご注意ください。

< 予定価格作成に使用する単価 >

入札書提出締切日	旧技術者単価（H26 年度）	新技術者単価（H27 年度）
～平成 27 年 1 月 31 日まで	○	
平成 27 年 2 月 1 日以降		○

※公共工事設計労務単価を一部使用する場合は、「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算します。

2. 平成 27 年 1 月 31 日までに入札書提出締切日が設定され、平成 27 年 2 月 1 日以降に契約する業務について

新技術者単価について、平成 26 年度技術者単価に比べ大幅な増額になったことから、新技術者単価適用日（平成 27 年 2 月 1 日）時点で未契約業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新技術者単価により算出された業務委託料に変更するための協議（条項：契約外の事項）を請求することができることとします。

平成 27 年 1 月 31 日までに契約済の業務には適用しない。